


要領様式第2号

出張報告届

令和 2年 11月 13日

吹田市議会議長様

会 派 名 民主・立憲フォーラム

出張者氏名 西岡 友和 

..... (印)

..... (印)

..... (印)


..... (印)

..... (印)

..... (印)

下記のとおり出張したので届け出ます。

記

出張先	地方議員研究会 新大阪丸ビル別館		
期間	令和2年11月2日 から 11月2日まで1日間		
出張の成果	別紙のとおり		
備考	with コロナで試される地方議会議員への特別講座 with コロナと自治体財政 with コロナの議会と執行部の関係	認 印	会派代表者
			

吹田市議会事務局
2.11.13
受付

With コロナで試される、地方議会議員への特別講座

～コロナと自治体財政～

2020年11月2日(月) 10時～16時30分

国と地方の予算は一体的に策定されている。つまり、国の予算との整合性を保ちつつ、地方自治体全体の予算は策定されている。国・地方のいずれも、個別の歳入項目の積み上げというより、個別の歳出項目の積み上げに基づいて予算を編成しているから、歳入不足分は借金で埋め合わせることになる。

日本は中央集権的であり、国に中核的な権限や税源が割り当てられている。地方自治体の事務についても、法令等に基づくものも含め、何らかの関与をしているケースが多い。他方、地方自治体は限定的な権限しか持たず、自治体が自らの判断で歳出入を決定できる余地はあまりない。

こうしたことから、国から地方に対しては財政移転が行われている。主なものとしては、「国庫支出金」「地方交付税」「地方譲与税」の3つがある。地方交付税は、地方自治体のそもそもの財政力(=自前の地方税収)に格差が存在するなかで、国民が居住地を問わず、一定水準の行政サービスが受けられるよう、その財源を国が自治体に保障するものである。具体的には、自前の地方税収のみでは財源が不足する自治体に対し、国税を原資とする地方交付税を配分する仕組み。他方、自前の地方税収が十分に潤沢な自治体(「不交付団体」)には配分せず。結果として、自治体間の財政力格差が均されることになる。

このような国が財源を保障する仕組みについては、自治体の国への依存を強めるだけでなく、創意工夫や改革努力を抑制し、自治体の独立性をも脅かす原因となっている。

基準財政需要額の増額に伴う交付税増加。特に、人口規模の小さい都市では、それらの自治体に手厚く算定されている歳出特別枠が寄与している。

さらに地方交付税制度において、いわば「簡索性」を犠牲にしてまでも追求されてきた基準財政需要額の算定における自治体間の「公平性」を毀損するものとさえいえる。

東京都の基金は、税収拡大を背景にここ10年余りで2兆円程度も増加してきた。コロナ禍による財政出動により、都が独自の施策ができるのは、こういった背景による部分が大い。本市、吹田市においても複数回による補正予算が議会で審議されてきた。どれも急を要する物であり、財政調整基金の取り崩しや、臨時財政対策債を発行するなど、対応に追われている。

一定、落ち着きを取り戻したかのようなコロナ禍であるが、来年度以降の税収の落ち込みは明らかであり、むつかしい財政運営にとりくまなければならない。